

東総地区広域市町村圏事務組合中継施設整備事業に関する決議

匝瑳市議会は、東総地区広域市町村圏事務組合中継施設整備事業に関し、東総地区広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)に下記の項目について申し入れることを決議する。

記

- 1、組合の事業である、匝瑳中継施設における旧松山清掃工場の解体及び中継施設整備に係る費用、循環型社会形成推進交付金の申請を直ちに行うこと。
- 2、組合の管理者は銚子市長の意見を聞かず、前の議会で推進すると明言している以上、直ちに循環型社会形成推進交付金の申請と事業を進めること。
- 3、管理者は匝瑳中継施設の施設整備について、基本計画通りとし、変更はしないこと。
- 4、管理者及び副管理者は、議会の決議で決定している事業内容を勝手に管理者同士で話し合いをし、変更をしないこと。
- 5、この事業が令和5年度において、循環型社会形成推進交付金申請または、工事の着手がなされなかった場合は匝瑳市が組合に加入している意味が存在しない。しかるに直ちに事業を進めること。
- 6、匝瑳中継施設についての費用は、計画通り組合で行い、決定している負担割合で行うこと。
- 7、旧銚子市清掃センターの解体工事費の不足金(未交付分)については、組合で一切負担しないこと。

以上、決議する。

令和5年6月19日

千葉県匝瑳市議会